報告第７号

令和７年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和８年９月１日

提出者　武蔵村山市長　山　﨑　泰　大